労働条件通知書

事業所名称	川崎
事業所在地	神奈川県川崎市幸区南幸町3-126-1川崎幸市場内
就労日	2026年 12月 17日
契約更新の有無	無し
労働契約の期間に関する事項	就労日当日に限る
就業場所	神奈川県川崎市幸区南幸町3-126-1川崎幸市場内
従事すべき業務の内容	ECショップで受注したフラワーアレンジメント、花束の制作がメインのお仕事です。水揚げ（曜日により）、梱包、発送作業など制作以外の付帯作業もお願いすることがございます。 4000円程度の大きさの商品が中心となります。
始業、就業の時刻	2026年 12月 17日 9時00分
	2026年 12月 17日 17時00分
休憩時間	60分
所定時間外労働の有無に関する事項	有り
基本賃金	時給 1280円
諸手当の額	交通費 500円
所定時間外労働に対して支払われる割増賃金	法廷超 25%
賃金支払い日	月末締め15日 但し、振り込み申請があった場合は都度
賃金の支払い方法	労働者指定の銀行口座への振り込みにて全額支払う
昇給、退職手当、賞与の有無	無し

休日・休暇	無し
社会保険等	労災保険の適用あり。雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用無し。
解雇の事由	①身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき ②勤怠不良で改善の見込みがないとき ③事業の縮小その他やむを得ない事業所の都合により必要が生じたとき ④労働中に撮影した画像・動画などのコンテンツを許可なくSNS等のWEB上に投稿したとき ⑤SNSなどのWEB上において、使用者や使用者の商品、役務提供、顧客についての誹謗中傷となる投稿をしたとき ⑥使用者の営業秘密を漏洩したとき ⑦その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき
雇用管理の改善等に関する事項に係る	事業場の長
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
喫煙可能エリアでの作業の有無	無し
その他	解雇の事由④～⑥の行為は勤務後も行ってはなりません。